

高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和4年9月2日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第4項、第12条、第13条及び第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和6年6月4日から施行する。</u></p>				<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和4年9月2日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第4項、第12条、第13条及び第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(新設)</p>				
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)				
補助対象事業	経費	補助率等	備考	補助対象事業	経費	補助率等	備考	
集落ビジョンの実現に向けた取組	(1) 中核となる若者等の雇用(注1)	略	1. 第4条に定める間接補助事業者とは集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱第3の5の(1)の要件を満たす集落営農組織又は集落営農組織が主たる構成員となった連携組織をいう。 なお、集落営農組織は集落内の概ね過半の農家が何らかの形で集落営農に参加していること。	集落ビジョンの実現に向けた取組	(1) 中核となる若者等の雇用(注1)	略	1. 第4条に定める間接補助事業者とは集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱第3の5の(1)の要件を満たす集落営農組織又は集落営農組織が主たる構成員となった連携組織をいう。 なお、集落営農組織は集落内の概ね過半の農家が何らかの形で集落営農に参加していること。	
	(2) 収益力の柱となる経営部門の確立	略	2. 集落ビジョン等に 基づく期間 (補助上限額1,000万円)を助成対象とすること		(2) 収益力の柱となる経営部門の確立	略	略	2. 集落ビジョン等に 基づき、最長5年間 (補助上限額1,000万円)助成対象とする
	(3) 組織の法人化	略			(3) 組織の法人化	略	略	

	(4) 共同利用 機械等の導入 (注3)	<u>実施要綱別紙1-3</u> の基準 を満たす共同利用機械等を導 入する場合において、効率的な 生産のために必要となる農業 用機械等の導入経費であるこ と	略	ができるものとする。
--	----------------------------	--	---	------------

	(4) 共同利用 機械等の導入 (注3)	<u>別紙1-2</u> の基準を満たす 共同利用機械等を導入する場 合において、効率的な生産のた めに必要となる農業用機械等 の導入経費であること	略	ことができるものとする。
--	----------------------------	--	---	--------------

(別紙1-1)「中核となる若者等の雇用」に係る基準について

1～7 略 (削除)

(別紙1-2) 共同利用機械等の導入に係る基準について

1～8 略 (削除)

(別紙1-1)「中核となる若者等の雇用」に係る基準について

1～7 略

(別紙1-2) 共同利用機械等の導入に係る基準について

1～8 略